

○岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例

平成21年12月24日条例第28号

岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 迷惑行為の禁止（第7条—第11条）

第3章 良好な生活環境を確保するための施策（第12条—第14条）

第4章 補則（第15条—第20条）

第5章 罰則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器又は包装材、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他捨てられることによりごみ散乱の原因となるものをいう。
- （2） ポイ捨て 空き缶等をごみ箱その他の定められた回収容器又は場所以外に放置又は投棄することをいう。
- （3） 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- （4） 事業者 本市の区域内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- （5） 占有者等 本市の区域内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （6） 動物 犬、猫その他の一般に人が飼養管理可能な動物をいう。
- （7） 飼い主 市民等で動物を所有し、又は占有し、飼養管理している者（所有者又は占有者ではないが、実質的に動物を飼養管理している者を含む。）をいう。
- （8） 公共の場所等 道路、公園、広場、海水浴場、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所をいう。
- （9） 喫煙等 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを所持することをいう。
- （10） 落書き 公共の場所等の塀、建物その他工作物に、それを所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形又は絵柄を書くことをいう。
- （11） 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- （12） 迷惑行為 空き缶等のポイ捨て、歩行中の喫煙等、動物のふんの放置、落書き等

をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって良好な生活環境の確保に関する施策の推進に努めなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため、良好な生活環境の確保に関し市民等及び事業者の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境の確保に必要な措置を講じるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって生じる迷惑行為を防止するため、適切な措置を講じるとともに、従業員の意識の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、自主的に清掃活動を行うなど、当該地域における良好な生活環境の確保に努めなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺の良好な生活環境の確保のため、必要な措置を講じるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第2章 迷惑行為の禁止

(空き缶等のポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(歩行中の喫煙等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等において喫煙するときは、灰皿等たばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所を利用し、又は吸い殻を入れる専用の携帯用容器を携行し、これを使用するよう努めなければならない。

2 何人も、第13条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外で喫煙等をしてはならない。

3 何人も、第13条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域以外においても、周りにいる人に対して迷惑な行為となる場合は、歩行中の喫煙等をしてはならない。

(動物のふんの放置の禁止等)

第9条 動物の飼い主は、当該動物が公共の場所等でふんをした場合は、これを放置し、又は投棄してはならない。

2 何人も、公共の場所等において自ら所有せず、又は占有しない動物にむやみにえさを与えることにより、その鳴き声、ふん等により周辺的生活環境に被害を生じさせてはならない。

(落書きの禁止)

第10条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

(焼却の禁止)

第11条 何人も、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

第3章 良好な生活環境を確保するための施策

(土地等の適正管理)

第12条 占有者等は、所有し、占有し、又は管理する土地又は建物が廃棄物その他により著しく周辺的生活環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任において当該廃棄物その他を適正に処理しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第13条 市長は、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の路上喫煙禁止区域の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は解除することができる。

4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又は解除しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関係すると認められる団体等の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議しなければならない。

5 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又は解除したときは、規則で定めるところによりその旨を告示しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第14条 市内において、自動販売機により容器等に収納された飲食料等の販売を行う事業者は、その販売する場所周辺に当該容器等の回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、缶、瓶、ペットボトル等のリサイクルに努めなければならない。

第4章 補則

(要請)

第15条 市長は、ポイ捨て、動物のふんの放置若しくは投棄又は落書きがなされていることにより市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該ポイ捨て、動物のふんの放置若しくは投棄又は落書きが行われた土地又は建物の占有者等に対し、空き缶等及び動物のふんの処理、落書きの消去その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

(立入調査)

第16条 市長は、ポイ捨てを防止するために必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員を必要と認める場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第17条 市長は、事業者が第14条の規定に違反し、自動販売機周辺にごみが散乱したこと

等により、周辺的生活環境を損なう状態にあると認めるときは、当該事業者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(命令)

第18条 市長は、第9条第1項の規定に違反した者に対し、その者が放置し、又は投棄した動物のふんの回収その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

2 市長は、第10条の規定に違反した者に対し、その者が行った落書きによって書かれた文字、図形又は絵柄の消去を命じることができる。

3 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) 第7条の規定に違反した者

(2) 第8条第2項の規定に違反した者

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、平成22年7月1日から施行する。